

各位

会社名 三菱電機株式会社
 代表者名 執行役社長 柵山 正樹
 (コード番号 6503 東証第一部)
 問合せ先 広報部長 船尾 英司
 (TEL 03-3218-2332)

ガス絶縁開閉装置に関する欧州一般裁判所の判決について

当社は、平成28年1月19日、欧州一般裁判所から、ガス絶縁開閉装置の欧州での販売に関するEU競争法違反に関して、欧州委員会の主張を支持する内容の判決を受領しましたのでお知らせいたします。欧州委員会による当社に対する課徴金の算定方法の見直し(減額)を求めて平成24年9月に欧州一般裁判所に提訴していたものです。

本判決については、当社の主張が認められず大変遺憾ではありますが、今後、このような嫌疑をかけられることが無いよう法令遵守に取り組んでまいります。

なお、今回判決による平成28年3月期通期の連結業績予想の修正はありません。

1. 訴訟の経緯

- (1) 平成19年1月に欧州委員会から、ガス絶縁開閉装置の欧州での販売に関するEU競争法違反容疑に関して課徴金(当社単独として1億1392万5000ユーロ、および株式会社東芝との連帯責任として465万ユーロ)納付を命じる決定通知を受領。当社は、決定通知の内容は、当社の事実認識と異なる点があることから、平成19年4月に処分の見直しを求めて欧州一般裁判所に提訴。
- (2) 上記(1)の当社提訴に対し、平成23年7月に欧州一般裁判所から、課徴金については企業間の算定基準の違いを理由に決定を無効とする一方で、事実認識については欧州委員会の決定を支持する判決を受領。当社は、平成23年9月に事実認識に関する判決の見直しを求めて欧州司法裁判所へ上訴。
- (3) 平成24年6月に欧州委員会から上記(2)の欧州一般裁判所の判決内容を踏まえて課徴金算定方法の一部を見直した上であらためて課徴金(当社単独として7481万7000ユーロ、および株式会社東芝との連帯責任として465万ユーロ)納付を命じる決定通知を受領。当社は、平成24年9月に課徴金算定方法の見直し(減額)を求めて欧州一般裁判所に提訴。
- (4) 上記(2)の当社上訴に対し、平成25年12月に欧州司法裁判所から、欧州一般裁判所の判決を支持する内容の判決を受領。「ガス絶縁開閉装置の欧州での販売に関するEU競争法違反は存在しない」とする当社の主張は認められなかった。

2. 今回の欧州一般裁判所の判決内容

当社は判決を受領したばかりで、詳細を十分確認できておりませんが、上記1.(3)の当社提訴に対して、欧州委員会の主張を支持する内容の判決であり、課徴金(当社単独として7481万7000ユーロ[約75億円*]、および株式会社東芝との連帯責任として465万ユーロ[約5億円]*)の算定方法の見直し(減額)を求める当社の主張は認められませんでした。

※平成24年10月預託レート換算

以上

(参考)当期連結業績予想(平成27年10月29日公表分)及び前期連結実績

	売上高	営業利益	税引前 当期純利益	当社株主に帰属 する当期純利益
当期連結業績予想 (平成28年3月期)	百万円 4,380,000	百万円 300,000	百万円 315,000	百万円 220,000
前期連結実績 (平成27年3月期)	百万円 4,323,041	百万円 317,604	百万円 322,968	百万円 234,694